

# 重要事項説明書

## (指定特定相談支援事業)

この重要事項説明書は、社会福祉法第 76 条による福祉サービスの利用に関する説明及び第 77 条の契約時における書面の交付等について、「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第 5 条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

### ◇ ◆ 目次 ◆ ◇

1. 指定計画相談支援を提供する事業者について	2
2. ご利用者への指定計画相談支援を担当する事業所について	2
3. 提供する指定計画相談の内容	4
4. 提供する指定計画相談の利用者負担額について	5
5. 交通費の支払い方法について	5
6. 担当者の変更を希望される場合の相談窓口について	6
7. 指定計画相談の提供にあたっての留意事項	6
8. 虐待の防止について	6
9. 秘密の保持と個人情報の保護について	6
10. 緊急時の対応方法について	7
11. 事故発生時の対応方法について	7
12. 身分証携行義務	7
13. 記録の整備	7
14. 苦情解決の体制及び手順	8
15. 指定計画相談支援実施開始可能年月日	9
16. 重要事項説明の年月日	9

別紙 個人情報使用同意

### 相談支援事業所 ほっと

当事業所は特定相談支援事業者の指定を受けています。

(霧島市指定 第 4631900034 号)

1 指定計画相談支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 真奉会
代表者氏名	理事長 大村 貢
本社所在地 (連絡先)	〒899-5116 鹿児島県霧島市隼人町内 2068 TEL : 0995-44-7111
法人設立年月日	平成 13 年 8 月 13 日

2 ご利用者への指定計画相談支援を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	相談支援事業所 ほっと
サービスの 主たる対象者	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者
霧島市指定 事業所番号	指定計画相談支援 4631900034 号 (平成 25 年 2 月 1 日指定)
事業所所在地	〒899-4332 鹿児島県霧島市国分中央 1 丁目 4 番 23 号
連絡先 相談担当者名	TEL : 0995-55-6661 FAX : 0995-57-5522 相談受付担当者 : 深川
事業所の通常の 事業実施地域	霧島市 始良市 伊佐市 湧水町
事業所が行う 他の指定障がい 福祉サービス等	<p>障害者支援センター ワークショップはやと (就労移行支援・就労継続支援 B 型・生活介護) (平成 19 年 9 月 1 日指定)</p> <p>グループホームあもり (認知症対応型共同生活介護) (平成 16 年 4 月 9 日指定)</p> <p>障害者支援センター ワークショップゆうすい (就労移行・就労継続支援 A 型・B 型・生活介護・放課後等デイサービス) (平成 23 年 3 月 1 日指定)</p> <p>生活支援センターほっと (共同生活援助・地域活動支援センター II 型・日中一時支援・障害者 相談支援) (平成 19 年 12 月 25 日指定)</p> <p>障害者支援センター ワークショップあいら (就労移行支援・就労継続支援 B 型・生活介護) (平成 25 年 11 月 11 日指定)</p> <p>児童発達支援センターぽえむ (放課後等デイサービス・児童発達支援) (平成 26 年 8 月 1 日指定)</p>

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	社会福祉法人 真奉会が設置する相談支援事業所ほっとにおいて実施する指定計画相談支援事業に関し、人員および運営に関する事項を定め、事業の適正な運営と適切な指定計画相談支援の提供を図ることを目的とする。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"><li>① この事業所が実施する事業は、利用者又は利用者の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行うものである。</li><li>② 事業の実施にあつては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行う。</li><li>③ 事業の実施にあつては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。</li><li>④ 事業の実施にあつては、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。</li><li>⑤ 事業の実施にあつては、行政、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。</li><li>⑥ 事業の実施にあつては、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図る。</li><li>⑦ 事業の実施にあつては、前6項の他、関係法令等を遵守する。</li></ul>

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。（ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）
営業時間	午前9時00分から午後5時00分までとする。

(4) 計画相談支援の可能な日と時間帯

計画相談実施日	月曜日から金曜日までとする。（ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）
実施時間	午前9時00分から午後5時00分までとする。

(5) 事業所の職員体制

管理者	深川 弥寿代
-----	--------

職種	職務内容	人員数
管理者	<ul style="list-style-type: none"><li>1 従業者及び業務の管理、利用の申し込みに係る調整を一元的に行います。</li><li>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li></ul>	常勤 兼務 1人

相談支援専門員	<p>【基本相談支援】 障がい者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>【指定サービス利用支援】 支給決定又は支給決定の変更前に、利用者等との面接を行い、利用者又は家族の希望や状況等を把握し、サービス等利用計画案を作成します。支給決定又は変更後に、サービス事業者等との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。</p> <p>【指定継続サービス利用支援】 市町村が支給決定等の際に通知するモニタリング期間ごとに、利用者が継続して障がい福祉サービス等を適切に利用できるよう、利用者、家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行い、サービス等の利用状況を検証し、計画の見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス事業者等との連絡調整や支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>	常勤専任 2人
事務員	計画相談支援給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤兼務 1人

### 3 提供する指定計画相談支援の内容

#### (1) 指定サービス利用支援

利用者等との面接やサービス提供事業者等との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。

#### 【サービス等利用計画作成の手順】

1	サービス内容等に関する情報提供	サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、地域の指定障がい福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
2	アセスメント	利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握します。これらの評価を通じて、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。
3	サービス等利用計画案の作成	把握された解決すべき課題等に対応するために、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討します。そして、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画案を作成します。
4	サービス等利用計画案の説明・交付	サービス等利用計画案の内容について、利用者及び家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ます。また、サービス等利用計画案を利用者等に交付します。
5	サービス等担当者会議の開催	支給決定等が行われた後に、支給決定等を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。また、サービス等担当者会議を開催し、サービス等利用計画案の内容を説明し、福祉サービス等の担当者から専門的な意見を求めます。
6	利用者等への説明	サービス等担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。
7	サービス等利用計画の交付	完成したサービス等利用計画を利用者又はその家族、福祉サービス担当者に交付します。

(2) 指定継続サービス利用支援

モニタリング	利用者及びその家族、福祉サービス事業者等と継続的に連絡をとり、サービス等利用計画の実施状況を把握します。また、市町村が決定したモニタリング期間ごとに利用者等との面接を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。また、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行います。
サービス等利用計画の変更	サービス等利用計画を変更する際は、利用者の解決すべき課題の変化に留意しながら、原則として(1)1～3及び5～7に規定された業務を行います。
入所施設等への紹介又は地域生活への移行に関する情報提供等の援助	利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障がい者支援施設等への入所や精神科病院への入院を希望する場合には、施設等への紹介等を行います。また、指定障がい者支援施設等からの退所や精神科病院から退院しようとする利用者から計画相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、障がい福祉施設等と連携を図るとともに、必要な情報提供や助言等の援助を行います。

4 提供する指定計画相談支援の利用者負担額について

指定計画相談支援	利用者負担額は発生しません。※
交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、必要な交通費をいただきます。 往復1km当たり20円（ただし、通常の事業の実施地域以外）

※ 計画相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、計画相談支援給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町村に計画相談支援給付費の支給を申請してください。

5 交通費の支払い方法について

交通費の支払い方法について	<p>交通費について、計画相談支援を利用した月の翌月10日までに利用月分の請求書をお届けします。指定計画相談支援実施の記録と内容を照合のうえ、請求月の16日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 窓口での現金支払い</p> <p>(イ) 下記指定口座への振込 鹿児島相互信用金庫 隼人支店 普通預金 0150860</p> <p>(ウ) 自動振替でのお支払い（お手続きが必要になります。）</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。 また、計画相談支援給付費について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
---------------	---

※ 交通費の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 6 担当者の変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当者の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	<p>ア 相談担当者氏名 (氏名) 深川 弥寿代</p> <p>イ 連絡先電話番号 (TEL) 0995-55-6661 同 F A X 番号 (FAX) 0995-57-5522</p> <p>ウ 受付日および受付時間 受付日：月曜日～金曜日（ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。） 受付時間：午前9時～午後5時</p>
--	---

※ 担当者の変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

## 7 指定計画相談支援の提供にあたっての留意事項

### (1) 市町村の支給決定内容等の確認

指定計画相談支援の提供に先立って、障がい福祉サービス等の支給決定を受けている場合は、受給者証をご提示いただき、指定計画相談支援の対象者であること、継続サービス利用支援のモニタリング期間、障がい福祉サービス等の支給量・支給内容等を確認させていただきます。受給者証の住所、支給内容などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

### (2) 担当者の決定等

指定計画相談支援提供時に、担当者を決定します。ただし、実際に相談支援を提供するにあたり、複数の職員で対応させていただくこともあります。また、担当者が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対して相談支援提供上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の担当者を指名することはできませんが、担当者についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

## 8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、平成24年10月1日の「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

### ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	相談支援専門員 深川 弥寿代
-------------	----------------

- ② 虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、市町村に通報します。
- ③ 成年後見制度の利用を支援します。
- ④ 苦情解決体制を整備しています。
- ⑤ 開かれた事業所運営の推進のため、サービス評価を導入しています。
- ⑥ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 9 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○ 指定計画相談支援事業所の従業者及び管理者（以下「従業者等」という。）は、業務上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○ また、この秘密を保持する義務は、指定計画相談支援の契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○ 事業者は、従業者等に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者等との雇用契約の内容とします。</p>
-------------------------	--

②個人情報の保護について	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
--------------	---

## 1 0 緊急時の対応方法について

- ① 指定計画相談支援の提供中に、利用者には病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ② 上記以外の緊急時において、利用者には病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。  
連絡先：0995-55-6661（対応可能時間 午前9時～午後5時）

## 1 1 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社  
 保険名 普通傷害保険  
 保障の概要 死亡・後遺障害、入院、通院

## 1 2 身分証携行義務

指定計画相談支援事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 1 3 記録の整備

(1) 利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関して、以下の記録を整備します。

- ①福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ②個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
  - ・サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
  - ・アセスメントの記録
  - ・サービス担当者会議等の記録
  - ・モニタリングの結果の記録
- ③利用者に関する市町村への通知に係る記録
- ④利用者からの苦情の内容等の記録
- ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(2) これらの記録は指定計画相談支援完了の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。  
 （複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。）

#### 1.4 苦情解決の体制及び手順

(ア)提供した指定計画相談支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

○お客様相談係〈苦情受付窓口（担当者）〉

〔職名〕 相談支援専門員 〔氏名〕 徳永 幸恵

○受付時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

○苦情解決責任者

〔職名〕 管理者 〔氏名〕 深川 弥寿代

(イ)本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

《第三者委員一覧》

氏名	電話番号
宮田 八起	0995-66-0392
橋口 文尚	099-256-6152

(ウ)行政機関その他の苦情受付機関

行政機関 その他の 相談窓口	霧島市役所 長寿・障害福祉課	霧島市国分中央3丁目 45番1号	TEL	0995-45-5111
			FAX	0995-45-1900
	始良・伊佐地域振興局 地域保健福祉課	霧島市隼人町松永 3320-16	TEL	0995-44-7963
			FAX	0995-44-7968
	福祉サービス 運営適正化委員会	鹿児島市鴨池新町1番7号 県社会福祉センター内	TEL	099-286-2200
			FAX	099-257-5707

(エ)相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録します。
- ② 事業所は、提供した指定計画相談支援に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該従業者からの質問若しくは事業所の設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- ③ 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力します。



1.5 指定計画相談支援の実施開始可能年月日

指定計画相談支援実施開始が可能な年月日	令和          年          月          日
---------------------	-------------------------------------

1.6 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和          年          月          日
-----------------	-------------------------------------

上記内容について、「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）」第5条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	鹿児島県霧島市国分中央1丁目4番23号		
	法人名	社会福祉法人 真奉会		
	代表者名	理事長 大村 貢		印
	事業所名	相談支援事業所 ほっと		
	説明者氏名	[職名] 相談支援専門員	[氏名]	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印